

木質バイオマス利活用プラント整備事業の中止と補助金返還

林業振興課 ☎ 0824-73-1130

木質バイオマス利活用プラント整備事業（以下「補助事業」という。）については、事業実施主体であるグリーンケミカル(株)が工場の操業を停止し、さらに補助金不正受給刑事事件にまで及び、市民の皆さんへ心配をおかけしています。

市はこの補助事業の継続を検討してきたところですが、これまでの経過を踏まえ、今後の補助事業実施は困難と判断し、補助事業の中止を決定しました。

その経過と補助金返還についてお知らせします。

●木質バイオマス利活用プラント整備事業

補助金の名称	農林水産省 地域バイオマス利活用交付金		
計画主体	庄原市（補助事業者）		
事業実施主体	グリーンケミカル(株)（間接補助事業者）		
事業年度	平成20年度～22年度		
事業概要	未利用の木質バイオマスから、バイオプラスチックの原料となる木粉、樹木抽出油を製造する機械設備を整備		
対象補助金	20年度	21年度	計
	2億9,315万円	1億5,754万円	4億5,069万円

※ 21年度は22年度への繰越を含む

経過

1 グリーンケミカル(株)は、平成22年11月30日に親会社である(株)ジュオンの営業停止、破産申立予告告示の影響を受け、工場の操業を停止しました。

2 平成24年1月20日、事業費の水増しなどにより、補助金を不正受給したグリーンケミカル(株)代表取締役 西本清宏、(株)ジュオン代表取締役 西本徹郎を、市は補助金適正化法違反および詐欺罪で告訴しました。その後、両名は逮捕され、広島地方検察庁に補助金

適正化法違反で起訴されました。

3 平成25年の裁判では、両被告人の不正行為を認め、補助金不正受給と認定し、補助金適正化法違反で有罪判決がありました。西本徹郎は平成25年10月、西本清宏は平成26年3月に有罪が確定しました。

4 平成26年6月25日、補助事業継承を目指し調整運転を行った(株)グリーンプレジールから「投資に対する回収が見込めないことにより補助事業の継承は困難と判断し、撤退を決定した」旨の報告を受けました。

5 9月、グリーンケミカル(株)の株主から補助事業中止届を受理しました。

6 10月、グリーンケミカル(株)の補助金不正受給事件により補助金適正化法違反が認められたことから、不適正分(※1)の補助金交付決定の取消および返還を求めるとした国(中国四国農政局)からの方針を受けました。

7 また、市が事業中止を決定したときは、残りの補助金を事業中止分(※2)として整理するよう、国からの方針を受けました。

※1 「不適正分」とは、グリーンケミカル(株)が行った事業費の水増しなどによる補助金の不正受給により、補助金適正化法による交付決定の取消および返還命令の対象となる補助金額。

※2 「事業中止分」とは、補助金額全体から不適正分を控除した補助金額。

2 不適正分補助金の取り扱い 〔補助金額 2億3806万円〕

1 不適正分の補助金額の内訳

●不適正分の補助金額の内訳

区分	不適正な補助金額		取消理由(不正行為)
	20年度	21年度	
粉碎処理設備	2億647万円	2,387万円	補助対象経費を水増し、契約前発注、不正な資金の支払い、入札偽装、入札願末書の虚偽報告、他用途使用、不具合未改修、虚偽報告
廃木材有効利用プラント設備	—	121万円	入札偽装、入札願末書の虚偽報告
その他分析機器	1万円	—	購入価格が不適正
油圧ショベルなど購入	650万円	—	未承認の財産処分
全体	2億1,298万円	2,508万円	
	2億3,806万円		

(2) 市から国への補助金返還
補助金適正化法の規定により、グリーンケミカル(株)の同法違反であつても、市は国への補助金返還義務を負うこととなります。

また、補助金返還の納入告知書が行われ、20日以内に市が返還しない場合は延滞金(10.95%)が生じます。このことから、12月議会に補助金返還金2億3806万円の補正予算を提案します。

(3) グリーンケミカル(株)に対する補助金返還命令

市は国からの不適正分の補助金交付決定の取消および返還命令を受けて、グリーンケミカル(株)に対して補助金の返還命令を行います。

3 事業中止分補助金の取り扱い 〔補助金額 2億1263万円〕

補助事業の中止は、市から国へ中止届を提出し、承認された時に確定します。市は補助事業中止の確定後、グリーンケミカル(株)に対して事業中止分の補助金交付決定の取消および返還命令を行います。

市は債権者として債権回収に努めるとともに、債権を回収したときは、その額を国へ返還します。

4 市によるグリーンケミカル(株)に対する債権の回収

グリーンケミカル(株)に対する債権の回収は、次の状況を踏まえ債権者破産申立(※3)の方法により実施します。

▼財産の隠蔽などの可能性もあり、法律に基づく厳正な手続きで、全財産を対象に換価する破産処理が必要。

▼債権者破産申立の方法は、個別に財産を強制執行する方法より効率的。

※3 「債権者破産申立」とは、破産状態もしくは支払い不能の会社の全ての財産を破産処理し、弁済を受けることを目的に、当事者ではなく債権者として裁判所へ破産申立を行うこと。

破産手続きが開始されると、会社名義の財産が処分され、破産管財人が法律に基づく優先順位により債権者へ配当する。

5 再発防止

二度とこうした事態が起こらないよう、市は第三者で構成した事業検証委員会(「組織としての意思決定過程におけるリスクマネジメントやチェック体制の構築が必要」との指摘も踏まえ、再発防止策を講じています。

具体的には、補助金事務の見直しとして、昨年度「補助金事務マネジメント会議」、本年度「補助金事業リスク管理審査会」を設置したところです。

この審査会は事業を推進する部署以外の課や、必要に応じて委嘱する専門知識を有する者で構成し、1000万

6 市民説明会

市は、このたびの補助事業の中止や補助金返還などの経過について、次のとおり説明会を開催します。なお、このことは、10月20日発送の行政回覧文書でお知らせしています。

月日	地域	時間	場所
11月10日(月)	総領	19:00	総領自治振興センター大集会室
11月11日(火)	口和		口和自治振興センター第1会議室
11月12日(水)	高野	20:30	庄原市役所高野支所2階会議室
11月13日(木)	東城		庄原市役所東城支所会議室
11月17日(月)	比和	20:30	比和自治振興センター大会議室
11月25日(火)	庄原		庄原市ふれあいセンターコパリホール
11月26日(水)	西城		ウイル西城2階ウイルホール